

2019年度しあわせ研究

海洋再生可能エネルギーの促進

一人と海洋との新たな共生をめざして

研究員 上代庸平

古谷英恵、小島千枝



再生可能エネルギーの促進に関しては、SDGsに基づき各国において積極的な取り組みがなされており、特に海洋再生エネルギーについては、無尽蔵のエネルギーの利用可能性が期待されています。ただ、我が国は世界有数の領海及び排他的経済水域面積を持っていながら、海洋利用の法制度整備の遅れが指摘されている現状があります。

私たちは、「しあわせの基盤としての環境」を研究課題として、法概念としての「環境」の位置づけと、その制度的具体化可能性についての検討を行ってきました。その研究の一環として、再生可能エネルギーのための海洋利用に関する基本ルールとして2019年度から施行されている「再生可能エネルギー海域利用法」に基づく最初の促進区域である長崎県五島市沖の発電用浮体式洋上風車の現地視察及び地元の自治体・海域利用者へのヒアリング調査を実施しました。五島市崎山沖10kmの海域にある浮体式洋上風車「はえんかぜ」は、同市椏島沖において2010年から建造され、5年間の実証期間を経て、2016年4月から現在地で事

業運転を開始しました。最大出力は2MW、五島市内の1割に当たる1,800世帯の電力を賄う能力があります。我が国の洋上風力発電の普及を妨げている要素としては、①海域の利用に関する一般的なルールがなく発電事業者にとっての長期的な事業計画を立てにくいことに加え、②漁業者・海運事業者等の先行海域利用者との調整の枠組みが設けられていないことが挙げられていました。再エネ海域利用法は、これらの問題の立法的解決を図るもので、地元との協議・調整手続を経て、公募事業者に対して30年間の海域占用を認めるものです。今後、五島市沖においては、10基の浮体式洋上風力発電設備を備えたウィンドファームの展開が予定されています。五島市における県・市などの行政、地元漁業者などの利害関係者、そして発電事業者の間の意思疎通や相互調整の経緯と仕組みは、今後の海洋再生可能エネルギーに関する制度像とその一般化可能性を探る上でのモデルになるべきものであると感じました。



(長崎県五島市沖・2020年3月11日撮影)